# 投資法人に係る不動産流通税の軽減申請の流れについて

【申請者】申請書類（別紙参照）の
ドラフト版作成

↓

【国交省】ドラフト版の確認

↓

【申請者】本申請書類のご用意・提出

↓

【国交省】証明書の発行

↓

証明書のお渡し

※メールでの送付で構いません。
初めて申請される場合には、別紙に記載の連絡先までご連絡をお願いいたします。

※不動産引渡し日以降

# 投資法人に係る不動産流通税の軽減申請時の提出書類について

提出書類　　各１部ずつ

【不動産取得税・登録免許税共通】

1. 申請書（雛形あり）
2. 証明書（雛形あり）（※１）
3. 物件概要（雛形あり）
4. 資産の取得に関するプレスリリース
5. 物件の写真および地図（４．に掲載の場合、省略可）
6. 資産運用委託契約書（原本の写し）
7. 不動産売買契約書（原本の写し）
8. 重要事項説明書（原本の写し）
9. 登記簿謄本（土地・建物）（※２）
10. 公図（※２）

【不動産取得税】

11. 地方税法施行規則附則第三条の二の十に定める要件に関する資料

留意事項

申請する前に国土交通省の担当者にメールで送付し、チェックを受けて下さい。

※１：「証明書」右上の「日付」と「国不動投第〇号」は、空欄のまま提出して下さい。

※２： 登記情報提供サービスにより取得した登記情報も可とします。

【本件に関する問合せ先】
国土交通省　不動産・建設経済局　不動産市場整備課　不動産投資推進室
０３－５２５３－８１１１（内線：２５１５９・３０２１５）
０３－５２５３－８２８９（夜間直通）

以上